

府総第219号-1  
令和7年4月25日

甲第38号証

## 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 Tansa

理事長 渡辺 周 様

内閣府大臣官房長

令和7年2月25日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

なお、本件開示請求に係る行政文書のうち残りの部分については、令和7年3月25日付け府総第179号で通知したとおり、令和7年10月27日までに開示決定等をする予定です。

### 記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
①故安倍晋三国葬儀閣議決定等決裁等（作成・取得年度等：2022年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：政府主催式典関係）

2 開示する行政文書の名称  
別紙の通り

3 不開示とした部分及びその理由  
別紙の通り

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。なお、開示請求において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について	実際にお支払いただく開
-------------	----------	-----------------	------------	-------------

			開示の実施を受けた場合の基本額	示実施手数料(※)
電磁的記録を開示する場合	用紙に出力したものの閲覧	100枚までにつき 200円	200円	0円
電磁的記録 23ファイル	用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき 10円	950円	650円
	用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒 10円 カラー 20円	970円	670円
合計93枚 (うちカラー4枚)	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき 100円に1ファイルごとに 210円を加えた額	4,930円	4,630円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

〈実施の日時〉

日時：令和7年5月7日（水）から令和7年7月7日（月）まで（土・日曜・祝祭日を除く。）の10:00から17:00まで（昼休み12:00～13:00を除く。）

場所：東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房総務課情報公開窓口（中央合庁舎第8号館2階213号室）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日（土曜・日曜・祝祭日を除く。）以内に発送予定

郵送料（見込み額）

写しの送付の場合：レターパックライト 430円

CD-Rの送付の場合：通常郵便物（定形外）100g以内 180円

5 担当課等

内閣府大臣官房総務課

電話：03-5253-2111（内線31221）

【別紙】故安倍晋三国葬儀閣議決定等決裁等

文書番号	文書名	不開示とした部分及びその理由
1	国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて	—
2	安倍元総理大臣の葬儀の形式について	—
3	故安倍晋三の葬儀の執行について（各省協議）	担当者の「内線番号」、「直通番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」は、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書の規定に該当するため
4	故安倍晋三の葬儀の執行について（内閣総理大臣発言）	—
5	故安倍晋三の葬儀の執行について（官房長官発言）	—
6	故安倍晋三の葬儀の執行について（閣議請議）	担当者の「内線番号」は、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書の規定に該当するため
7	故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について（決裁資料）	担当者の「内線番号」は、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書の規定に該当するため
8	故安倍晋三国葬儀の執行について（通知）（決裁資料）	—
9	故安倍晋三国葬儀事務局の設置について（決裁資料）	—
10	故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則の決定について（決裁資料）	—